

(事前に備えるべき目標)

## 6 制御不能な二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-1 市街地での大規模火災の発生

(必要な取組み)

- ① 密集市街地対策（都市整備部住宅まちづくり課） ※取組内容等は1-1-①に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(必要な取組み)

- ① 迅速な道路啓開の実施（都市整備部道路公園課） ※取組内容等は2-1-②に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-3 防災施設、雨水幹線、排水ポンプの崩壊・機能不全による二次災害の発生

(必要な取組み)

- ① 施設の老朽化対策（都市整備部道路公園課、下水道部下水道管理課、下水道部下水道施設課）  
※取組内容等は1-3-②に記載
- ② 下水道施設の耐震化（下水道部下水道管理課、下水道部下水道施設課） ※取組内容等は1-4-③に記載
- ③ 下水道機能の早期確保（下水道部下水道管理課、下水道部下水道施設課） ※取組内容等は1-3-③に記載

(起きてはならない最悪の事態)

## 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な被害

(必要な取組み)

### ① 正しい情報発信（危機管理室）

取組	◆災害発生後の風評被害を防ぐため、国、大阪府をはじめ関係機関と連携し、根拠に基づく正確な情報を発信するとともに、市民に対しては「出所のはっきりとしている正確な情報に触れ、的確な行動を取るように」との旨を注意喚起する。		
	現 状	目 標	
		令和2～6年度	令和7～11年度
	◆市ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、明確な根拠に基づく正確な災害関連情報を発信している。	◆現状の取組みを継続するとともに、市民に対しては、市公式LINE や府防災情報メールへの登録など、情報収集の手段についても啓発する。	◆同左
関 連 計 画	◆守口市地域防災計画		